

～農地法第3条の下限面積について～

空き家と一緒に農地を 「売りたい」「買いたい」方へ

東広島市農業委員会は、平成30年2月1日より空き家に附属した農地を空き家と同時取得（所有権移転）する場合であって、次の条件（※1）を満たす場合、対象の土地に限り農地法 第3条による下限面積を1アール（100㎡）としています。（ただし、市街化区域内的の農地は対象となりません。）

売買や賃借が難しい空き家に附属した農地について、下限面積を引き下げることで、遊休農地の解消を図るとともに、本市の農村地域での定住を促進することを目的としています。

※1 主な条件は

- 指定を受ける農地が「遊休農地」または「遊休化が確実と見られる農地」であること。
- 指定を受ける農地に附属した空き家が「東広島市空き家バンク」に登録申請されていること
- 空き家と農地との距離は、無理なく耕作できる範囲であること。

手続きフロー図

- 1 「空き家バンク」登録申請（附属した農地がある場合）を提出（住宅課）
- 2 「空き家付き農地指定登録申請書」（様式第1号）を農業委員会に提出
- 3 農業委員会総会において、該当する農地か否かの判断・決定を行い、公示
- 4 農地所有者への結果通知
- 5 定住希望者へ指定農地の照会
- 6 空き家の売買契約を締結
- 7 農地法第3条許可申請書（※2）を農業委員会に提出
- 8 原則、翌月の農業委員会において審議し許可書を交付

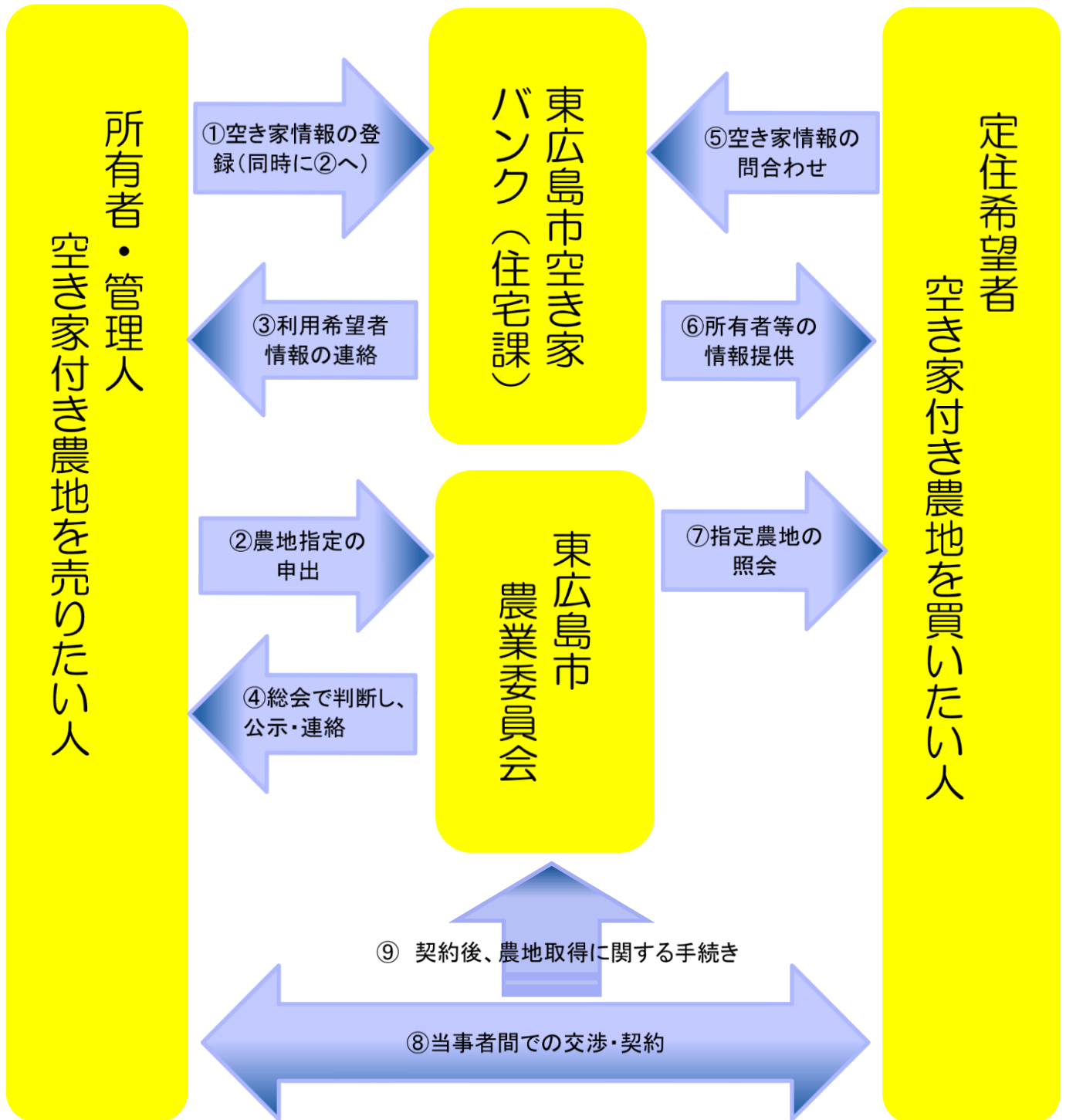
※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得される方が、次のすべてを満たす必要があります。

- 耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。
（この要件が1アールまで引き下げられます。）
- 所有してる農地のすべてを効率的に耕作すること。
- 申請者または世帯員等が農作業に従事すること。
- 申請農地の周辺の農地利用（農業者）に影響を与えないこと。

《お問い合わせ先》

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ○空き家に附属した農地に関すること | 東広島市農業委員会（082-420-0972） |
| ○東広島市空き家バンクに関すること | 東広島市住宅課（082-420-0946） |
| ○定住に関すること | 東広島定住サポートセンター
（082-437-3021） |

『空き家付き農地』制度 利用の流れ



【注意事項】

- ① 空き家付き農地の別段面積は、「空き家に附属する農地の別段面積指定要領」に基づき、農業委員会総会で指定の決定を受けた地番（公示されたもの）に限ります。
- ② 指定登録の申請は毎月10日（休日の場合は翌日以降の開庁日）締切り、同月の農業委員会総会で審議します。議決後、指定登録を行い公示します。
- ③ 農業委員会の指定を受けた農地の取得が、空き家と同時取得でない場合は、通常の下限面積（30アール以上）が必要となります。